

議 第 123 号

平成30年2月23日提出

熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第105号）の一部を次のように改正する。

第68条第4項中「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第86条において同じ。）」に改め、同条第8項及び第12項中「看護師」を「看護職員」に改める。

第86条第7項及び第9項中「看護師」を「看護職員」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提出理由）

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第3号）の施行による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部改正に伴い、児童福祉施設に係る基準を見直すため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。